

平成 21 年度 第 2 回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成 21 年 10 月 20 日 (火) 13:30～15:15

場所 北海道庁別館庁舎 4 階 北海道石狩支庁大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ・第 2 次北海道男女平等参画基本計画の進捗状況について

(2) 審議事項

- ・第 2 次北海道男女平等参画基本計画 平成 22 年度重点事項について
- ・北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考に係る専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1 開 会

○事務局（小池生活局参事） ただいまより、平成21年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部生活局参事の小池でございます。

本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、開会に当たりまして、生活局次長の平戸からごあいさつを申し上げます。

○事務局（平戸生活局次長） こんにちは。

北海道環境生活部生活局次長の平戸でございます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度第2回目の審議会になりますが、本日の会議におきましては、前回第1回目の審議会でご説明申し上げました「第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況」につきまして、ご報告させていただくとともに、平成22年度における男女平等参画基本計画重点事項の選定や、北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者の選考に係る専門部会の設置につきまして、ご審議いただくことにしております。この間、委員の皆様には、非常に厳しい日程の中で、重点事項に関するご意見を事前にご提出いただきまして、厚くお礼申し上げます。

なお、本日ご審議いただきます来年度の重点事項につきましては、本日のご議論を踏まえまして事務局において集約させていただき、次回の審議会におきまして決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、本道における男女平等参画社会の実現に向けまして、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

本日は、何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） それでは、議事に入ります前に、委員改選後第1回目の審議会を開催し、委員の皆様から自己紹介をいただいたところでございますが、前回、欠席されました柿田郁子委員、須田布美子委員が本日出席されておりますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、柿田委員からお願いします。

○柿田委員 社団法人北海道未来総合研究所に所属しております柿田と申します。

普段は、環境、観光振興などに関わる計画策定等の仕事のお手伝いさせていただいたりしております。

道内における男女平等参画社会の実現に向けてということで、一企業に勤める者として、勉強させていただきながら、また意見を述べさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○須田委員 須田布美子と申します。

札幌弁護士会に所属しており、弁護士をしております。弁護士会の中でも、両性の平等に関する委員会というところに所属しておりまして、その中で男女共同参画プロジェクトチームのメンバーにもなっております。

弁護士会は、本来、人権擁護をしなければいけない弁護士の集まりなのですが、どうも未だに足元が余り固められていないというか、長い間、男社会だった法曹界の中で男女平等参画というものが余り確立していないので、まずは足元から固めようという活動を今、しています。こちらでも勉強させていただきながら、私どももまた日々の業務の中で感じていることをフィードバックできればいいなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） なお、本日は、都合により、清水委員が欠席されております。

本日の審議会は、15名中14名の委員の出席をいただいておりますので、男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、北海道の男女平等参画を推進する北海道男女平等参画推進本部の幹事も出席させていただきます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、資料の確認をさせていただきます。

皆様に前もってお送りしていた資料があるかと思いますが、一番頭の方に次第、配席図があります。ただ、本日、手違いがございまして、大野委員の名前が抜けておりました。今、須田委員と名取委員の間に大野委員に座っていただいておりますので、訂正していただければと思います。その他、委員名簿、事務局名簿があります。それから、資料1、資料2、資料3が3枚ほど、資料4が2枚、それから参考資料がございまして、参考資料は、先ほど差し替えていただきました。

以上、お手元にはない資料はございますか。

それでは、何かありましたら、事務局にお伝えください。お願いいたします。

○事務局（小池生活局参事） それでは、これからの議事進行は梶井会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

2 議 事

○梶井会長 改めまして、皆様、こんにちは。

第2回目ということで、これから議事に入らせていただきたいと思います。議事に入ります前に、前回の会議の中で平成20年度の推進条例に基づく道民等からの申出の状況というものがありまして、一体どういうことに関して申し出があったのか詳細をご説明いただきたいというご意見がありましたので、最初にそのことについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、前回の審議会でご質問をいただきました道民等からの申出状況のうち、道の施策及び国と市町村の施策に関するものについてご説明いたします。

参考資料という差し替えていただいた資料をご覧ください。

そこに、道の施策と国、市町村の施策でいただいた申出の件数、内容を書いております。ただ、相談内容については余り詳しく記載することができないものですから、概略のみとさせていただきます。ご理解をいただければと思います。

まず、道の施策として、5月にいただいたものが4件ありました。これは、すべて同じ方からだったのですが、道の相談機関、配偶者暴力相談支援センターや保健センターという機関のいわゆる対応に係るものでございます。

それから、7月の1件も、同じように道の相談機関の対応の如何についてということでございます。

それから、9月の2件なのですが、これはいずれも男性からのものでございました。上の本庁の部分は、DVの範囲や規定、保護命令はだれが判断するのか、加害者更生プログラムはどうなのかというお話でございました。それから、下の支庁で受けた分は、男性被害者に係る相談体制についてです。道では本庁で男性被害者の相談を受けることにしているものですから、その辺に関するご質問なりご意見でございました。

それから、一番下の国、市町村の施策についてですが、これは住民票を非開示にした被害者がいらっしまったのですが、それに対する苦情の申し立てでございました。

以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

ただいま説明していただいたのですが、何かご質問ありましたら、どうぞお出しいただければと思います。

○村田委員 今の説明の中で、相談機関における対応の如何についてということだったのですが、その対応の中身について、支障ない範囲でもう少しご説明いただければと思います。

○事務局（宮岸生活局主幹） この審議会は原則公開ですので、個人情報に係る部分については申し上げにくいのですが、あちこちに相談される方で、相談員が他の機関との連絡を取るためにお名前をお聞きしたということがございまして、それについての苦情が一つです。もう一つは、相談員との対応の中で、話がうまくかみ合わず、上司を出せというような話になりまして、そのようなものに対するご意見でございます。

説明が足りないかもしれませんが、いわゆる相談員と相談者とのやりとりの中で、相談員の対応

が如何なものだったのかというご意見でございます。

○梶井会長 村田委員、よろしいでしょうか。

いわゆる2次被害と言われるものがありますが、そういうものには当たらない感じですね。どの範囲で2次被害と呼ぶかということもありますが、コミュニケーションの行き違いのようなものですね。

○事務局（宮岸生活局主幹） そういうところが一番大きかったのではないかと思います。

○梶井会長 一つよろしいですか。

相談員の方というのは、ボランティアでおやりになっているのですか。それとも、プロフェッショナルの方ですか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 道の機関の相談員ですから、正規の職員、特別職の非常勤とか雇用形態の違いはありますが、道の職員という身分で相談を受けております。

○梶井会長 カウンセラーの手法などの研修というのは定期的に研鑽されて。

○事務局（宮岸生活局主幹） 日頃から行っております。

○梶井会長 ありがとうございます。

他に、この件についてご質問はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 この例を見ていますと、女性が加害者になる場合もあり、男性からも申し出があったということでした。

そういうことで、この件については終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入っていきたいと思っておりますが、お手元の次第にありますように、本日は報告事項が1件と審議事項が2件、あとはその他となっております。本日は1時間半という大変コンパクトなタイムスケジュールになっておりますので、皆様のご協力をいただきまして、やっていきたいと思っております。

それではまず、最初の報告事項と第2次北海道男女平等参画基本計画推進状況について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

○事務局（木下生活局主査） それでは、平成21年度第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況につきまして、資料1に基づき、ご説明させていただきます。

資料1の位置づけでございますが、北海道男女平等参画推進条例の第17条に、毎年、北海道男女平等参画の推進状況及び推進に関して講じた施策の実施状況を公開しなければならないという規定がございます。この規定に基づきまして、必要な事項を取りまとめたものになっております。本日、審議会におきましてご報告させていただいた後、道のホームページ等で公開する予定としております。

それでは、初めに、この資料の構成についてご説明させていただきます。

1枚目をめくっていただき、目次をご覧ください。

1ページ目には、今年度の重点事項を明記しました計画の体系図、2ページ目から20ページ目までが関連施策、21ページ目には指標項目、そして22ページ目から23ページ目に参考項目という四つの項目により構成してあります。

それでは、1ページから説明させていただきます。1ページをご覧ください。

こちらには、平成21年度の重点事項及び計画体系について記載してあります。

平成20年度からスタートいたしました第2次の基本計画につきましては、男女平等参画社会の形成実現のため、三つの目標、13の基本方針、40項目の施策の方向から構成されております。この40項目の施策の方向のうち、二重線で囲んでおります広報啓発活動の充実から一番下の保健医療制度の充実の11項目につきまして、昨年、審議会から頂戴いたしましたご意見に基づき、道で重点事項として決定したものでございます。

次に、2ページから20ページにつきましてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。こちらには、先ほどの40項目の施策の方向ごとに、この表の左手側から関連施策の名称、事業の概要、そして20年度の取り組み結果と21年度の取り組み予定内容として予算の状況を示したものになっております。

併せまして、この表のページのそれぞれのところに、男女平等参画の推進状況を把握するために

設置する指標項目、あるいは参考項目のうちの主なものをグラフ化して掲載しているところがございます。

主なものとしてご説明させていただきますと、3ページをご覧くださいたいのですが、下の方に表が掲載されてございます。

一つは、市町村における男女平等参画関連事業、イベント開催数についての表でございます。市町村が行う男女平等参画に関するイベント等の数ですが、平成20年度は58回ということで、平成18年度以降、3年連続で増加傾向にあります。

続きまして、右手にございますが、私どもの生活局参事のホームページのアクセス数について、でございます。平成18年度以降、増加している状況になっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらの下の方に、4年制大学及び大学院の男女別の進学率をグラフ化しております。特に、右側の女性の大学院の進学率につきましては、平成17年度以降、逆に減少傾向にあります。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページの下の方に二つグラフがありますが、左側のグラフですが、国及び道における審議会委員への女性の登用率について、でございます。平成20年度で国が32.4%に対して、北海道は31.9%と、ほぼ国の状況に近づきつつある状況でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

8ページの下の方に二つ図がございますが、ここでグラフの修正をさせていただきたいと思えます。左手のグラフの表題ですが、「指標項目18 育児休業制度普及率」となっておりますが、こちらを「育児休業制度の取得率」に修正をお願いいたします。

こちらの表ですが、道内の民間事業所に対する調査におきまして、育児休業制度の男女別の取得率と、右側が事業所の普及率という表になってございます。特に、男女別の取得率の平均値ということでいきますと、15年度からの平均ということでいきますと、男性が1.5%、女性が77.0%という状況になってございます。事業所への普及率も、平均で50.5%という状況になってございます。

続きまして、こちらの資料14ページをご覧ください。

こちらの表には、道内の配偶者暴力相談支援センター及び民間シェルターに寄せられました相談件数及びDV相談件数の推移を示したものでございます。平成19年度に、DV防止法の一部改正がございました。精神的暴力も保護命令の対象になるということや、保護命令の対象に電話やメール、ファクシミリによる嫌がらせの禁止とか親族等への接近禁止も加わったといったことがございまして、相談件数が増加している状況でございます。

続きまして、21ページをご覧ください。

こちらには、第2次基本計画におきまして新たに指標項目を設けてあります。こちらの指標項目につきましては、目標数値を設定いたしまして、計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目として25の項目を設定したところでございます。左から三つ目ぐらいのところにナンバーということで1番から25番まででございます。この25項目につきましては、目標値を設定して推進管理をさせていただいております。

目標値の項目といたしましては、1番目でございます男女共同参画社会、あるいは男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合は、目標年度として計画の最終年度の平成29年度までに100%にしたいというのが目標値として掲げたものでございます。その右側に、それぞれの年度ごとの数値を掲載してございます。

こういった状況で、以下、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合から一番下の健康事業までについて目標値を設定して管理しているところがございます。

なお、網かけをしております平成20年度末の数値のうち、ここに丸数字がございます。例えば、一番上に⑬とか⑭と記載しているところがあるかと思えます。網かけのところですが、この丸数字につきましては、その数値を出した調査時期の年度を記載したものになってございます。

あと、この指標のうち、ナンバー7からずっと下のナンバー18を除く19までですが、こちらにつきましては、現在、新たな計画を策定しているところございまして、目標数値の設定が平成

21年度、今年度までということで、子どもの少子化対策といった計画の目標年度になってございまして、今年度、新たに計画を策定しているところでございます。

続きまして、22ページと23ページをご覧ください。

こちらは、男女平等参画に関する参考項目ということで、2ページにまたがりませんが、合計で43の項目を設定してございます。この参考項目につきましては、目標値を設けてはいないのですが、男女平等参画の推進状況を把握のために参考とする項目として今回の第2次の計画に盛り込んだものでございます。

先ほど、グラフでお示した数値の他に、例えばナンバー5ですが、基本計画の目標Iの2番目、男女平等の視点に立った教育の推進というところに、ナンバー5、大学のキャンパス、セクシュアルハラスメント対策の配置数といった項目も設けております。こちらにつきましては、平成20年度末の数値といたしましては、大学等の50校のうち47校にセクシュアルハラスメント等の相談員などの要員を469人配置しているという状況でございます。

続きまして、参考項目の番号でナンバー17、介護休業制度普及率などの数字も掲載してございます。こちらにつきましては、道内の民間事業所約4割がこういった制度を設けているという状況になってございます。

続きまして、23ページに移らせていただいて、参考項目のナンバー29といたしまして、農業委員会における女性委員の割合につきましては、平成20年度で2.5%ということで、年々増加している状況でございます。

最後に、ナンバー43、一番下の項目でございますが、男女平等参画に関する条例や基本計画を策定している道内の市町村数というデータになっております。このうち、条例につきましては、平成19年度から1市町村増えまして、平成20年度には14市町村となっております。

推進状況に関する報告につきましては以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

項目もたくさんありますので、皆様、お読みになるのが大変だったかと思いますが、これに関してご質問やご意見がありましたらお出しいただきたいと思っております。

○白井委員 私がわからなかったのは、8ページのグラフの育児休業制度取得率というところで、女性は73.2%となっているのですが、この算式はどういうものなのでしょうか。

○事務局（木下生活局主査） 経済部で、毎年度、道内の事業所が21万6,500社ほどあるのですが、そのうちの大体1%近くの事業所に調査票をお送りいたしまして、その事業所から回答があったところの中で、制度を設けているかとか、当該年度で利用された方が何人いらっしゃるかということでデータをいただきまして、それを割り返した…。

○白井委員 ということは、事業所の割合というか、1人でもいればカウントされるという意味ですか。

○事務局（木下生活局主査） そうです。

○白井委員 わかりました。

○梶井会長 他にご質問はありますか。

○柿田委員 21ページのところに、数字が出ているのですが、例えばナンバー11の保育所受け入れ児童数が6万5,322人で、その横に全国の数値があるのですが、北海道のこの数字の意味というか、北海道がどういう位置にあるかを知りたいです。例えば、待機率等で全国平均と比べると、北海道はどういう位置にあるかというのが見えると思ったのです。その辺のところは、今後、何かできるのであればお願いしたいと思います。

○事務局（木下生活局主査） 今回、それぞれの指標を掲載させていただいておりますもとなっていて、出典元ということで右側に記載しておりますけれども、それぞれの関連する事業計画の中に盛り込まれている数値を指標としてこちらに持ってきているところでございます。その指標がこういう形のデータとなっているものですから、あとはその表現の仕方ということで、また検討させていただければと思います。

○梶井会長 これは、目標値が細かいですね。6万4,093人が目標値だったということですね。何か数字のもとがあったのでしょうか。結局、これを見ますと、目標値は達成されているんですね。

○事務局（木下生活局主査） 平成18年度で目標値は達成しています。

○**梶井会長** 何かもとになる数字があったのでしょうか。目標値がすごく細かいと思います。

○**佐藤副会長** 今の委員のご発言にもあったのですが、この算式というか、特にこのパーセントは、どういう分母で、どういう分子が乗って出てきたのかというあたりが出ていると、随分違ってくるかなという気がしました。

○**梶井会長** そういう算式も含めて、どうしてこういう数字なのかというところの説明がもう少し正確に出ますと、我々も評価がしやすいのかな、読みやすいのかなという感じがいたします。

確認ですが、例えば22ページのナンバー19で、介護休業制度利用者の男女別割合に関しては、男性もすごく利用しているというように読めるパーセントですね。

○**事務局（木下生活局主査）** これも、その年度に調査した事業者から回答があったときの人数を割り返して…。

○**梶井会長** 人数ですか、これはパーセント…。

○**事務局（木下生活局主査）** 人数をトータルの人数で割り返すのです。例えば、20名が利用しました、そのうち男性が何名、女性が何名というふうにデータをいただいていますので、それを割り返すと女性の割合、男性の割合が出てきます。

○**梶井会長** これを見ますと、北海道はすごく男性が介護しているのだなという感じに見えますけれども、実態はどうなのかというところがあります。こんなにしているとは思えないという感じもあります。

○**佐藤副会長** 少し違和感がありますね。

○**梶井会長** そういう感じはしました。

他にご質問があればお願いします。

○**長内委員** 今の21ページの部分ですが、先ほど、事務局からお話があったように、21年度ということで書いてありますので、今後、この計画を立てられると思うのですが、やはり数値的なものを選択するように検討された方がいいと思います。

○**事務局（平戸生活局次長）** 数値的な部分につきましては、いろいろな計画と整合性をとりながら男女平等参画基本計画を策定しておりますので、そちらの計画のローリングみたいなことがこれからも行われます。そちらの計画で新たな目標値等が設定されれば、この計画の数値もローリングしながら新たな数値に置きかえていくというケースは今後もあると思います。

一番右に出典ということで出されていますが、新しい北海道総合計画とか、子ども未来づくり北海道計画とか、いろいろな計画がオーバーラップしたような形でありまして、そちらが根拠の計画としてあり、そちらの年度と男女平等参画基本計画の目標年次が違っているケースがあります。そちらの計画がローリングしていくことによって、この計画もまたそれに合わせるという形で、ローリングした数字に、振りかえていくということで、ここにある数値目標の部分というのはこれからもかなり変わっていくというようにご理解いただければと思います。

○**梶井会長** 数値目標に関して、ですね。

○**事務局（平戸生活局次長）** はい。

○**植田委員** 余り数字にとらわれ過ぎないで、数字が達成されたから、では達成されたのかという安堵感というか、実態との乖離があっては困ります。ですから、サンプリング調査というふうに本当に実態的にその数値は正しいのかどうか、やはり現場の声がもう少し反映されないと、数字はすごくいいのだけれども、現場はどうなのだろうというところもありますので、余り数字にばかりとらわれ過ぎるのは如何なものかなという思いがあったのです。

○**事務局（平戸生活局次長）** それに関して、第1次の基本計画の時には、数値目標というのはほんの1項目か2項目しかございませんでした。審議会の委員の数とか、1つか2つぐらいの項目しかなく、前期の審議会の中で、もっと数値目標を掲げていったらどうなのだろうかと。言葉では達成したように、聞こえるが、現実に数値的にどうなのだろうといった具体的な数値目標を掲げて、それを目指す計画にした方がいいのではないのかということが、この計画をご審議いただく審議会の中で各委員から出されまして、私どもとしては、指標項目、参考項目ということで数値目標をできるだけ幅広くとろうということで設定したのが今回の計画の中身になっております。

ただ、委員がおっしゃられたように、単純に数値だけではなくて、その裏にある実態についても、今後、なるべく拾うといいますか、集約していくような方向で考えていきたいと思っております。

○**植田委員** 明確に数字に現せるものと数字に現せないものがあります。明確に数値目標が持てるものは数値目標を持ちパーセンテージを確定する必要がありますが、やはり実態がその数値に反映されているかどうかというのは、サンプリング調査みたいなものは必要かなと思います。

○**梶井会長** 両方に目配りしていきながらということが本当に重要かなと思います。

推進状況について、他にご質問はありますか。

○**佐藤副会長** 実は、これは、できればということだったのですが、20ページの上段のところ、これは道庁内において推進するところだったと思うのですが、上から四つ目のところに、女性職員の能力活用のための研修の推進とあります。これを見ますと、女性職員に対してやっているということだったのですが、できればこれは、逆に男性職員に対してやるべきことではないかなという気がして読んでいたのです。特に、まだまだ管理職などへの女性の登用が少ないというところがありますから、この辺についてはもう少しそういった視点を持たれてもいいのかなという気がして拝見しておりました。

○**梶井会長** そういうことで、道の管理職の女性も大変少ないようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

他にご質問、またはご提言ありませんか。この推進状況についてよろしいでしょうか。

○**村田委員** 中身というより、全体の女性政策に関わる道の費用、予算といいますか、それがこの間、どんなふうに変化してきているか。20年度と21年度でもよろしいのですが、ここの右側に予算額として出ていますね。この総計でもよろしいのですが、それがどういうふうになっているかご説明いただけたらと思っています。

○**梶井会長** 事務局でよろしくお願ひします。

○**村田委員** 全体に少し減ってきているのかなというのが数字からは見えるのです。

○**事務局（木下生活局主査）** 一般的には、道の財政状況も大変厳しいところがございますので、毎年シーリングはかかっているところがございます。ただ、その中でも、例えば必要なところということで、子育て関係、少子化対策などについては逆に予算が大きく増加しているところもございます。トータル的なところにつきましては、今回は数字的なものはここには載せてございませんので、まとめましてご報告させていただきたいと思います。

○**事務局（平戸生活局次長）** 道財政が非常に厳しいという中で、事業を選びながら、そちらに集約しながらやっていかないといけないという状況がございます。

例えば、14ページに配偶者暴力の支援対策費というものがございます。こちらを見ていただきますと、平成20年度では4,000万円だったものが、21年度では5,800万円という形でかなりの増額をしております。私どもとしては、道財政が非常に厳しいということで、かなりの予算の削減を行っているのですが、その中でも守るべき部分は守りながら、少し身を削いでいい部分は身を削ぎながら、そんな形の中で事業を推進しております。

また、こちらの項目の中に、「赤レンガ・チャレンジ事業」という項目がございます。「赤レンガ・チャレンジ事業」というのは、予算ゼロ事業と申しまして、お金をかけないで道庁が持っている人的な財産、ないしは、ノウハウといったものを使って、予算をかけないで事業をやっているというものでございます。お金をかければできるという部分ばかりではなくて、お金をかけなくてもできる部分の事業というものにも積極的に取り組んでおります。

○**梶井会長** 全体としての予算の動きですね。道の財政が厳しいことは我々も承知しておりますので、その辺も実態的に少し厳しさがわかるような形の全体像が見えればということもおありになったと思われました。

他にご質問はよろしいでしょうか。

○**名取委員** 3ページですが、例えば5番に国際交流、国際理解、国際協力促進というテーマがあります。これは、当然、男女平等参画の実現という観点で国際交流、国際協力を促進するという趣旨だと思うのですが、ぱっと見た限りでは、少なくとも男女平等ということに絡んだものは直接には窺えないのです。広い意味での一般的な国際交流という事業、施策は非常にたくさん出ているのです。これは、端的に言うと、国際交流の中で男女平等ということに焦点を絞ったようなものは現実には無かったということになるのですね。

○**事務局（木下生活局主査）** ストレートに、その項目だけ、男女平等参画のためだけの事業化と

いうものがなかなか難しいところがございます。基本計画の中にもこういった項目を設けてございまして、国際的な取り組みなどに関する情報の収集だったり、交流というものの中で国際的な視野を広げていただきたいという項目がございます。その関係で、そういったものに関連する項目ということで、今回、こういう形で英語関係といった施策をリストアップさせていただいているところがございます。

○事務局（平戸生活局次長） 切り分けはできないのですが、JICAでアフリカ諸国から研修に来られている方が、男女平等参画に関する道の施策を研修したいということで、私どもが講師を務めるというケースもあります。

○梶井会長 この項目は随分昔から入っていたのですね。この項目が入った時には何か意味があったと思うのですが、名取委員がご指摘のように、男女平等参画で見ると少しわかりにくい部分もありますね。私も、10年以上前ですけれども、その時にも議論をしたような気がします。

○植田委員 同じ意味で、11ページの農林水産業・自営業における労働環境の整備の経営支援総合推進事業（コントラクター活動支援事業）も、どこがという感じがします。私はこの現場にいるのですが、現場としてはどこが男女平等参画なのかと。むしろ、産業とか他の方に予算を回せないのか。ここの予算が入ってきたからここへ持ってきたというものではないのでしょうか。多分、当初、何か意味があったのでしょうかけれどもね。

○梶井会長 そうですか。

○植田委員 余り…。

○梶井会長 現場の方がおっしゃるなら…。

○植田委員 これは、女性が実質的にどう関わるのかというところの問題で、空いているところにとりあえずというものでもないでしょうから、当初、何か意味があったとしたら、時間の経過とともにその必要性がなくなってきたら、その辺を精査しながら外していくということも必要ではないかと思えます。

昔から載っていますから、ずっと持ち続けますというのは、ちょっと時間の経過と社会の環境の変化に合っていないと思えます。

○梶井会長 これは、目標と基本方向と施策の方向というタイトルにかなりスケージングされていますが、それは年度ごとに検討されることではあるのでしょうか。

○事務局（平戸生活局次長） ぶら下がりの事業の部分につきましては、年度ごとに検討していく形になると思います。施策名として載っているものが、来年度に廃止になれば、この事業は当然なくなりますし、施策の体系として中身が変わっていくということになれば、自ら消えていくというものもあるかと思えます。今、現場の話ということでございましたが、少し中身の部分を精査させていただいて、より実態に近い形で整理していきたいと思えます。

○梶井会長 よろしく願いいたします。

あとはご質問ありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 ご意見がなければ、今度は審議事項に入っていきたいと思えます。

それでは、一つ目の北海道男女平等参画基本計画の平成22年度の重点事項について、まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、重点事項につきましてご説明させていただきます。

資料の説明に入ります前に、重点事項とは何かということを中心に説明させていただきます。

道では、男女平等参画基本計画の確実な推進を目指しまして、毎年度、重点的に取り組む事項を決定しております。この重点事項を決定する際には、男女平等参画審議会の委員の皆様からご意見をいただくこととしておりまして、審議会で決定しました重点事項につきましては、知事を筆頭とした知事部局各部、教育委員会、警察本部からなる北海道男女平等参画推進本部において決定することとしております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

資料2と資料3をご覧ください。

まず、資料2ですが、表の左側に計画の基本方向、施策の方向を並べております。そして、右側に、平成14年度からそれぞれ重点事項と定められたものに丸印をつけております。そして、右側

を平成22年案としておりますが、ここにこの度事前に各委員の皆様からいただいた重点事項について丸印をつけますとともに、お名前を記載させていただいております。

重点事項の数ですけれども、一番下に、それぞれの年の項目の数を集計したものを10とか14とかいろいろ書いております。多い年度で14、少ない年度で7であったりするのですが、特にこの重点項目を選ぶに当たって何項目が適当という数の定めはございません。それぞれの年ごとに委員のお考えにより決定しているところでございます。

次に、資料3をご覧ください。

この資料は、施策ごとに各委員からいただきました選定理由等につきまして記載したものでございます。どのような視点で、どのような考え方でこの重点項目を選定したかというそれぞれの委員のお考えを記載させていただいております。

重点事項の決定については、先ほど局次長からごあいさつの中で申し上げましたが、事務局としましては、既にいただいた意見及び本日いただいたご意見等を踏まえまして、重点事項の案をまとめさせていただきます。それを次回の審議会に諮りまして、決定していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、ご説明がありましたように、本日はこの重点事項について、これから皆様とともに意見交換をしまして、それを踏まえた上で、もう一回、案を取りまとめて、次回に決定という段取りになっておりますので、皆様よろしくお願いたします。

それでは、意見交換ということで、皆様、あらかじめ資料2、資料3についてはお読みいただいていると思うのですが、それを見まして、特にこれについては説明しておきたいとか、もしくは少し意見を変えたいということがありましたら、自由にお出しいただければと思います。

一つ一つというのは少し時間がありませんし、皆様、読んできていただいておりますので、特にとか、ここは是非というご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

今、ご説明の中にありましたように、今回、全部で13項目にわたる重点事項になっております。昨年は11項目ですので、二つ丸が増えた感じになりますが、別に何件以内でなければいけないということはないので、13項目をそのまま載せましょうということでもよろしいですし、少し整理して、平成22年度、来年度に関してはもう少し集約的に本審議会のスタンスを表現しましょうとか、いろいろな考え方があると思います。それも含めましてご意見がありましたら承りたいと思いますが、如何でしょうか。

例えば、私は、資料2を見ていただきたいと思いますが、基本方向の3の施策の方向の(2)女性への暴力などの根絶についての認識の浸透に丸をつけています。そして、大野委員と清水委員が(1)の性の尊重についての認識の浸透に丸をつけられていまして、それにまとめていただいてもいいと思ったのです。この選定理由を見ますと、私も同じ意見なのですが、ただ丸が1になっているか2になっているかということもありましたので、まとめた方がいいのかなと思いました。些細なことですが、私は、これを(1)にずらしていただいて、その中で女性の暴力の根絶についての認識の浸透も含まれますので、そういうように集約的に表現してみたいと思いました。そういうところも少し変更させていただきたいと思います。

そのようなことでも結構ですので、皆さん、何かご意見ございましたらお願いします。

○白井委員 私も、目標Iの2の男女平等の視点に立って教育の推進で、私一人だけ社会における男女平等教育の推進に丸をつけました。これを取り上げるに当たって、やはり三つ全部大事だと思うのです。その中で、(3)にするとという強力な理由はなく、皆さん(2)にしておりますので、私は別に(3)にこだわらなくても、(2)に集約できるのであれば、学校における男女平等教育の推進というところで別に構いません。

○梶井会長 集約しなくても……。

○松田委員 白井委員が集約とおっしゃったので、残していただきたいということを申し上げます。

私は、二つということであったものですから、考えた末に丸をつけたのは、男女平等教育と、成人になってからの女性の働き方の部分のところですか。基本はそこだろうということでした。

学校における男女平等教育の推進の選定理由は随分固い3行の書き方になったのですが、要は、

男女平等な社会をめざすために、「女性差別撤廃条約」採択から「男女共同参画社会基本法」も制定されたという社会の流れであるのですが、実際は、先ほどの推進状況の報告や、女性のM字型就業にも示されているように、結婚・出産で辞めざるを得ない環境や社会状況にあります。教育の場で、誰もが性にとらわれることなく自分らしく生きる男女平等教育の推進が大事なことは言うまでもないことですが、社会の中においても刷り込まれた意識や慣習を改め、男女平等の意義を学ぶことが必要と思います。

もちろん、家庭も含めてなのですが、男女平等教育は学校と社会の両輪で行うことが重要であると押さえておりますので、是非入れていただきたいのです。

○梶井会長 実は松田委員もそこに丸をつけたかったということですから、残していただきたいと思います。

○須田委員 私は、むしろ、教育というふうに掲げるのであれば、それは学校でいいのではないかと考えています。むしろ、社会における男女平等意識を推進させるのであれば、どうも教育という言葉が私にはしっくりきておりませんで、広報・啓発活動でいいのではないかと考えています。平成14年から平成21年までずっと1番の(1)広報・啓発活動の充実というのは常に重点項目になっていて、リーフレットを作ったり、いろいろな研修とか広報活動を続けているので、そこが大事なのではないかと考えています。

誰の目にも触れるようなリーフレットなどをどんどん出して社会に広めていくという方が、例えば特定の人に対する勉強会を開くとか、講習会を開くとか、研修費の補助をするということよりも、むしろ実効性があるのではないかと考えています。教育の面は学校に特化していただいて、広報を充実させていくという方が、私は実態に合っているのではないかと考えています。

○村田委員 私は、今回、この学校における男女平等教育推進の項目の中で、ぜひデートDVということに特化した形で、若年層向けへの予防啓発の取り組みを進めていただきたいということを強調して書かせてもらいました。

長期の目標ということでは、6番の男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実との項目に該当しますし、あとは、先程来、出ています、女性への暴力等の根絶についての認識の浸透という項目とも重なると思うのですが、若い層にデートDVの問題が、大変多く起きているとの現実もあり、学校現場で力を入れて進めていかなければならない部分と思い、この項目に入れました。

それから、私どもが所属しています全国女性シェルターネットでは、毎年、各県持ち回りで大会を開いており、去年は、岡山県で開かれました。岡山県は、若年層への取り組みについて、リーフレットの作成を始め、県として力を入れて進めています。札幌市でもデートDVのリーフレットは作っていますが、岡山県では、県で作りましたリーフレットが学校を通じ全家庭に入ったそうです。そうしましたら、そこに、男性の場合、女性の場合、このような言動がDVになるとのチェック項目もあるのですが、学校を通じて家庭に入ったということで、問題が見えやすくなり、DVの相談そのものも大変、増えたという報告がありました。

DVについてのリーフレットやカードは、官民いくつか作られ、相談窓口や、病院、スーパーの手洗いに置かれるなどしていますが、たくさんの方々の手が届くことには、まだなっていないと実際には思われています。学校を通じ、全家庭に入れるという岡山県の取り組みは、非常に参考にすべきところではないかと思っています。このリーフレットの中身につきましても、できたら北海道として独自の若年層への実態調査を取り組んでもらい、リーフレットの作成、配付については、全家庭に学校を通じ入る方法を考えてほしいです。

それから、私たちは、実際にデートDVの出前講座ということで高校や大学に入っていて、各地域で少しずつ始まっている部分もあるのですが、これは大変効果があると聞いております。

そういうことで、具体的な取り組みの中身も含めまして、学校現場での教育の推進というところに入れさせてもらっております。

○梶井会長 前回の会議でも、デートDVに関してはかなり皆様の中で議論にもなりまして、この選考理由の中にもリーフレットを作成してはどうかというご提言をいただいております。村田委員からも、是非ということがありましたので、その辺は是非最重要検討事項として、道としてのリーフレットの作成というところも要請していきたいと、前回の会議の議論の流れからもそうしていっ

てよろしいのではないかと思います。

その中で、先ほどから、社会における男女平等教育の推進をどうするか。両論併記ということで、一つは、この項目に関しては教育というところは学校に特化しておいて、例えば、社会における男女平等の推進ということであれば、次の就労の場における男女平等の確保とか地域社会における男女平等の確保という基本方向の2のところにかぶることもできるということで、どちらの方向性でも同じことですが、もしかすると今回は我々の議論の中でデートDV、特に若年層に対する教育というものに、そういうことを少しははっきり見せようということであれば、ここはわざとに2だけを残して、ほかのところの社会への男女平等推進は目標2に移ると。これは見せ方になると思いますが、それも有りかなと思います。

今日は決定でございませんで、いろいろなご意見をいただければと思います。

他にございますか。

○渡辺委員 私も、二つということで迷ったところですけども、最終的には6の男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実ということを選びました。やはりデートDVの相談もすごく増えてきています。私のところでは、デートDVを知っていますかというリーフレットを市と更生保護関係の団体が一緒になってパンフレットをつくって、それを関係のところに配ったり、高校や短大でもデートDVの講座をやっておりますので、その時に学生に配ったりしております。

普通のDVは何となく認知されてきていますが、デートDVというのは、本当に短大や大学生の間でもすごく多いようなのですが、まだ認識されていないのです。私も、こちらの学校における男女平等教育の推進というのはひとつ残してほしいと思います。私も、こちらを選びたかったのですが、結果的には暴力の方を選んだという経緯がありますので、デートDVについても力を入れていただいた方がいいかなと思っています。

○梶井会長 別に消さなくてはいけないというわけではなく、基本は全部残ってもいいのです。私としては、平成22年度の特徴みたいなものが出るような見せ方もあるのかなと思ったのです。満遍なく丸がついているなというよりは、特に22年度はここがという見せ方もあるのかなと思っております。

○植田委員 長いスパンで常に考えなければならないとテーマと、今、例えば経済的に逼迫してきたら、どうしても弱者にしわ寄せが行くという意味で、そのところでまた新たな問題が出てきます。今この時期だからこそ集中的にやらなければならないものとの二つの組み合わせでとらえていくという方が、みんながみんな同じ目線でやるよりいいと思うのです。

私は、自分の立場から農業関係を進めるためには、全体がそういう考えにならないといけないという2本立てでやったのです。もちろん、そういう自分の立場で主張してこれと言いましたが、基本的に選択する時には、長いスパンで常時考えなければならないものと、今この時期だからこそ集中的にやらなければならないものの2本立てで、長期計画と短期にやりましょうという重点目標を持っていいのではないかと思います。

○梶井会長 他に皆様からありませんか。

○川崎委員 私も、教育の推進のところで意見を言いましたが、進路指導の方は一般的な言葉で、また、一つだけ学習塾重視というものが学校の教育に影響されていないかということが1点です。

それから、生活指導の方で、生徒指導と言っていますね。それも含めての考え方ですが、こういう暴力とトラブルも含めて、今、学校で非常に悩んでいる状況です。恐らく、そういうデータはあるはずですが。男女平等参画だから、要らないといえども要らないかもしれないですが、私はそのようなものも必要ではないかと思っています。

もう一つの問題は、北海道小中学校児童生徒の不登校数についても記述してもらえば参考にしたと思います。

以上です。

○梶井会長 目標1で議論が集中しておりますけれども、目標2はいかがでしょうか。

○須田委員 先ほどおっしゃられたとおり、長期のスパンで見えるものだけではなくて、今必要な重点課題を考えるとしたら、やはり、就労の問題だと思っています。特に、いわゆる働き盛りの男性でさえ首を切られるような状況で、子育て中のお母さんが就労するのはものすごく大変で、私の日頃のクライアントの方々も、離婚するに当たって、とにかくまず仕事を見つけましょうという話を

しても、小さい子どもがいるだけで面接を受けさせてもらえないとか、一旦、試用期間で始めてみても、何度か熱を出して帰っているうちに首を切られてしまったということが多いのです。大企業はちゃんとやっていますので、中小・零細企業に対しての啓発活動とか行政からの指導ができれば、女性の就労率をもう少し上げることができると思います。特に、現実に子育て中とか介護といった負担を家庭の中で強いられてしまっている女性が働けるようになるということが、今の不況の中では重点項目としていいのかなと思っています。

そこで、私は、仕事と生活の調和に関する意識啓発というところに丸をしたのですが、これは、一般的に意識を高めるといよりは、むしろ中小企業の人たちにちゃんと女性を雇ってくださいということを主張していかなければいけないのではないかなと思って、丸をつけました。

○梶井会長 私も、今の時期というご指摘がありました。今の時期を考えるなら、パートタイムの労働者と派遣労働者の待遇、とにかく母子家庭が大変貧困に陥っているということもありましたので、ここは是非と思って丸をつけたのです。須田委員のご意見であれば、例えば、再就業への支援とか、職業能力開発の充実とか、むしろそういうところかなと思います。

○須田委員 就労支援のところにも同じ理由で丸をつけたのです。

○梶井会長 そういふところですね。

再就業への支援というものにどなたもつけていらっしゃいませんけれども、そこももしかすると有りかもしれないですね。

○須田委員 そうですね。

○植田委員 この再就業の意味がどこを指すのかははっきりないので、その辺がポイントを押さえたものであれば、もう一度、これになる気がします。

○梶井会長 そうですね。

○宇多委員 ワーク・ライフ・バランスであっても、再就職だったらそういうことを言っても……。

○梶井会長 この丸づけだけでは、具体的にどういうものに落ちていくのかということがまだ見えませんが、とりあえず丸はつけておかなければという重点項目として、そういう方向もあります。本日は意見交換ですので、皆様、他にもここは是非とか、ここが大事とか……。

○村田委員 私は、もう一つ、この就労の場における男女平等の確保のところ、とりわけセクシュアルハラスメントの防止対策についてということで意見を述べさせてもらっています。

相談現場におきまして、今も出ていましたけれども、女性の就労の場面での嫌がらせ、不当解雇、待遇が悪化するという相談が大変多いのですが、やはり深刻なのがこのセクシュアルハラスメント被害なのです。

この意見の中にも書かせてもらいましたが、ほとんどの方が退職に追い込まれて、いろいろあちこち相談したあげく、行き先がなく、私たちが関わっていますウィメンズユニオンというところにつながってこられるのです。多くの方が心身の不調に苦しんでいらっしゃって、通院を余儀なくされるなどということがありまして、本当に生活の保障から含めまして何も無いところから企業と対峙していかなければいけないという状況になります。

このセクシュアルハラスメントにつきましても、雇用機会均等法の改正等がありまして、企業に対して適切な措置を講ずるといふ措置義務も盛り込まれておりますが、企業との交渉というのは大変難解を極めまして、団体交渉の中で解決することがなかなか難しく、地方労働委員会、場合によっては裁判に持ち込まざるを得ません。そういうことで、長期の時間を要するということもあります。ここにも書きましたけれども、職場における性犯罪だというふうに私たちは認識しておりますが、それとともに、本当に職場を奪われ、生活権、生存権も奪われる大変深刻な事態なのです。

ここの中でいろいろ拾いましたら、中小企業にも労働相談があつてという中にセクシュアルハラスメントの相談がどの程度持ち込まれているのか、この中からは窺い知れません。また、先ほど少し紹介がありましたが、多くの大学に対策相談部を設けて、それなりの対策要員を配置されているということがこの中に出ておりますが、具体的な被害がありました時に、問題の解決に至るような形につながっていないのではないかなというのが私たちの実感としてあります。

そういうことも含めまして、是非、道自体でこの問題に具体的な解決が図れるような、女性の労働相談に関わるセンター的なものの設置ということをして是非考えて検討してもらいたいと思っています。多くは、このセクシュアルハラスメントということもありますが、女性に対するパワハラ、嫌

がらせ、待遇の悪化、パートの人の契約の打ち切りやら何やらという労働相談は、表に出てこないまでも、たくさんたくさんあるかと思えます。こういうことで、場所は確保して、あとはそこに適切な人をどう配置して、解決に向けた権限をどう持たせられるかということになると思います。こういう労働センターの設置ということを具体的に検討に入れていただけたらというようなことを希望しております。

○梶井会長 ありがとうございます。

私は、実は選定理由に書いていないのですが、目標3-4の(2)相談支援機能の充実というところに私1人が丸をつけさせていただきました。これは、今ご説明がありましたように、職場のセクシュアルハラスメント、アカハラ、パワハラ、それからデートDVの被害者とか、すべての被害者に関して網羅するような相談支援機能になるのかなというところで、ここに今回、丸をつけさせていただきました。そんなところでも、さらに具体化するよう重点的に力が入ればなと思っております。

他にご意見はありますか。

○宇多委員 今のご意見に追加させていただきたいのですが、私も、苫小牧で、地元の弁護士さんのご協力で、無料相談の日を月1回、計画しながら活動しています。そうすると、やはり一番多いのが、離婚になってしまうのですが、今までの話があったとおり、離婚した後の子育てが非常に難しい。就労問題も、今は本当に厳しい世の中ですので、いざとなった時に、駆け込み寺ではないですが、問題を受けとめてくれるところ、法律相談というのはどうしても無料だけでなくお金がかかります、病院に行けない、困る、恥ずかしいから地域の人にも言えないということで、民間だけでなく公でそういう相談の受け入れがあればとても助かるのではないかと考えています。

○梶井会長 ありがとうございます。

○長内委員 函館市でいろいろ進めている事業があるのですが、今までのお話を聞いていると、確かに北海道でいろいろやってほしいというものがたくさん述べられていますが、やはり北海道だけで全部やれるかといえば、やはり難しいものがあると思うのです。各自治体とも協力をしながら、いろいろな施策を進めていかなければならないと感じています。

今、いろいろとデートDVのお話も出て、村田委員から各家庭にというお話がありました。例えば、学校を通じてという中で、高校生なのか、中学生なのか、具体的にどこから発信していくのか。さらに、それを補うために、例えば北海道であれば道立高校なのか、例えば市立高校もあるし、私立の学校もあるだろうし、その辺の役割分担をどういうふうにしていかなければならないのか、その辺の細かいことをもう少し皆さんで具体的にみていった方がいいのかなという気がします。

○事務局(平戸生活局次長) 今、長内委員がおっしゃられたように、重点事項ということで選定させていただいて、これが一道庁だけで何かできるという形のものでは全くございません。この重点事項として選定されて、知事の決定のもとにこの方向でいきましょうという形になりましたら、当然、国に対して要請、要望する部分は行いますし、また、市町村にお願いしてやっていただかないといけないものは市町村にお願いしながら、また、民間の企業とか団体にもお願いしながら、北海道を上げてあらゆる手段を使って取り組んでいこうという方向性だと、ご理解していただきたいと思えます。

○梶井会長 今、具体的にどういう形の連携とかやり方があるのかということのご示唆もありました。

○大野委員 前に戻ってしまうのですが、私は、学校における男女平等教育の推進と性の尊重についての認識に丸をしました。

学校においては、ごく少数ですが、男性として、女性としての生き方について思春期の子どもたちは、複数の子どもたちはそういったことで悩みます。そういった子どもたちに対しては、子どもたちははじめの対象にして、それは連日行われますから、とてもつらい体験をしているわけです。家庭におきましては、やはり親としては男らしく、女らしく育てようと必死になるわけです。本人自体が相当悩んでいるのに、学校の現場でもそうですし、自宅でもそういう状況で、自分は楽になりたいとか、死にたいという状況まで追い込まれる子どもたちは必ず何人かいるわけです。

そういう子どもたちも、やはり一人の人間としていろいろな生き方を選べるのだという教育の現場があってもいいのではないかと。家庭教育はとても大事ですが、なかなか親はそれを理解しようと

思いません。学校の教育の現場でそういうことがなされれば、その子どもたちが社会に出た時に、そういう少数の人たちにも理解を示せる優しい社会になるのではないかと、そして、その人たちは社会に出ても仕事の面でも幅が狭く、とてもつらいのです。

今でこそ大分よくなっていますが、テレビなどを見ていると差別されているところをいっぱい見ます。そういった社会を良くするためにも、学校教育というか、性の尊厳というものを大切に、教育の現場でも子どもたちに伝えてくれると、その人たちは助かるのではないかと。本当に消えてなくなりたいぐらい重大な思いで生きているわけですから、何とかしてあげたいという思いで、少しこの基本計画の重点事項ということから外れているかもしれませんが、とても心配です。

○梶井会長 ありがとうございます。

大体、本審議会の方向性は少し見えてきたと思っておりますが、佐藤副会長、どうぞ。

○佐藤副会長 先ほど、須田委員から中小企業は少し頑張らなければだめだとお叱りをいただいたのですが、私は、中小企業の立場として何が一番必要なことということで、今回、丸をつけさせていただきました。

あと、今回配られた資料3の中にその他の意見というものがあったのですが、これはどういう扱いをしたらよろしいのかなと考えていたのです。

○梶井会長 事務局で、今、佐藤副会長からご指摘がありました。例えば須田委員からは、そういう検証はされているのでしょうかという質問体でその他の意見が記述されていますが、その他はどういう扱いになりますか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 本日、いろいろご意見をいただきまして、これから事務局で案を作成します。その中で、ご質問のような意見があればそれにお答えしたいと考えております。事務局の案をまとめさせていただく時に、須田委員のご意見がこの件だけでしたら、これに対してお答えさせていただきたいと、また、関連するものが出てくれば、事務局の案をつくる時にまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○梶井会長 よろしく願います。

次回に、またこのその他も含めて事務局で、今日の議論と併せて取りまとめていただくということで。

○須田委員 少し補足説明をさせていただいてよろしいですか。

女性協会の補助金とか女性プラザの運営というものがいろいろな項目の中に何度も出てくるのですが、私は2期目でして、前期の審議会の時にも少し話に上がっていたのですが、どういう活動をしていて、それが本当に男女平等参画の実現に資するののかというところは、もう少し検証された方がいいのではないのでしょうかという話で終わっているのです。そこが、少し私の中で引っかかったものになっているというのが1点です。

私は、別に女性協会の活動自体を批判するつもりは全くなくて、少ない予算ですごくいろいろな事業をやって頑張っている団体だと思っているのですが、例えば、女性協会の法律相談事業をやる場合に、その相談員として行ったりもしているのですが、ここは普通に男女両方の相談を受けられるのです。例えば、法律相談事業をやって、男女平等参画社会の実現を目指そうという時は、そもそも社会的に地位の低い女性の法律相談を実施して、最初から低い不平等を正すために、女性の地位を上げるためにここに何か助力をしようというのが男女平等参画の基本だと私は思っているのです。普通に男女、同じように法律相談を受けることというのは、別にこの事業でやらなくてもいいのかなとか、普通に法律相談として弁護士会なり各自治体の法律相談事業としてやればいいのかと思っているのです。どういうふうに男女平等参画社会を目指してどういう事業をやっているのかというところが、お金を出す限りは確認をしておくことが必要なのではないかと思っております。

○梶井会長 それは、ある意味では非常に核心的な問題かと思えます。我々も課題として少し考えておこうと思えます。

○事務局（平戸生活局次長） 非常に微妙でして、全国都道府県の中で、条例、計画を男女平等参画というように表記しているのは北海道と幾つかの県しかございません。国も男女共同参画で、ほとんどの都府県でも、男女共同参画社会の実現という言葉を使っております。この根底にあるのは

何なのかというと、須田委員がおっしゃられたように、男女はまだ平等ではないのではないのかという出発点がございます。まず、男女が平等になって一緒に参画できる社会を目指しましょうということ北海道の基本的なスタンスとして、男女平等参画社会の実現という形にしております。

そこで、相談の具体例の話になりますが、本日、最初に説明した部分で、道には男性からの相談も一部寄せられているということもございます。それを行政としてシャットアウトできるのかというジレンマもございます。理念として掲げている男女平等参画社会の実現という部分と、男女を差別して対応していいのかという部分とのせめぎ合いみたいなものの中にはあるのかと思います。ただ、女性協会が具体の事業として取り組んでいる部分でございますので、これについては少し考え方を整理しまして、次回の審議会でご報告したいと思っております。

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、時間も押して参りましたので、本日の意見交換はこれまでということにしまして、次回も引き続き事務局からの案に関して議論するお時間をとれると思っておりますので、その時にさらに深めて、次回は決定したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の審議事項の北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞選考について、その専門部会をここで設けるわけですが、そのあらましについて事務局からご説明いただけますか。

○事務局（光永生活局主任） 審議事項の二つ目、北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について、でございます。

資料4でございます。

まず、設立根拠でございますが、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号と北海道男女平等参画推進条例の第30条の規定により、本審議会に専門部会を設置するものであります。

次に、2の設置理由でございますが、道では北海道男女平等参画チャレンジ賞を設けています。この賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体または支援団体、グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルということで、男女平等参画社会の実現への機運を高めることを目的とし、平成16年に創立された賞でございます。この受賞候補者の選考に当たりまして、男女平等参画の各分野に専門的な視点から審議を行うことが必要となったことから、専門部会を設置することとなります。

さらに、専門部会の構成について、でございますが、社会のあらゆる分野で活躍しているそれぞれの団体等を顕彰することから、各分野からバランスよく構成していただきたいと考えております。

次に、4の専門部会の開催スケジュールでございますが、11月中旬に専門部会を開催し、候補者の選考、知事への報告、そして12月上旬を目途に受賞者を決定、2月の月上旬に贈呈式を行いたいと考えております。

最後に、専門部会の公開について、でございますが、受賞候補者のプライバシーを考慮いたしまして、非公開となります。

資料4の説明につきましては以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

専門部会の委員の構成についても引き続きご説明いただけますか。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、委員の構成についてご説明します。

条例の第30条で、審議会には専門部会を置くことができる。専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。それから、専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名するというので、会長が委員をご指名していただいて、さらに部会長も会長が指名するという形になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

前回の会議で、北海道男女平等参画チャレンジ賞についてのあらましのご説明がありましたが、その時に、もしこの選定に加わりたい委員がいらっしゃいましたら加わっていただきたいということで持ち越し課題になっていたかと思っております。今の事務局からの説明では私が指名してとおっしゃっていましたが、皆様の中からボランティアに是非この専門部会に参加してチャレンジ賞の審査をしたいという委員がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただいて、専門部会に入っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

少しご足労にもなるかと思っておりますが、それでは、私から指名ということによろしいですか。

○川崎委員 何名ですか。

○梶井会長 全体で五、六名と考えております。

どなたかおりますか。

では、私から指名してよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、大野委員、名取委員、松田委員、そして佐藤副会長にも入っていただきます。それから、私も昨年までチャレンジ賞の選定に加わっておりましたので委員の一人として加わらせていただきます。その5人ということでよろしいでしょうか。今、指名させていただきましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、部会長でございますが、本審議会の副会長であります佐藤副会長に専門部会の部会長をお願いしたいと思います。

○佐藤副会長 わかりました。

○梶井会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、北海道男女参画チャレンジ賞につきましては、この5名を委員として、佐藤副会長を専門部会長として選定作業に入らせていただきたいと思います。

一般的には、専門部会で決まったことは、もう一回、本審議会に戻して本審議会で決定ということになっておりますが、そのためにだけに皆様が道内各地から集まっていたくのは、日程も大変タイトでございますので、もしここでご了解いただけるのであれば、その専門部会の決定を、即、審議会の決定としてご了承していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、そのようにさせていただきますので、良い選定をして、また皆様にご報告させていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

では、最後は駆け足になりましたが、これで本日本日予定の二つの審議事項は終わりました。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、事務局から何かあればお願ひいたします。

○事務局(松田生活局主任) 次回の審議会の予定についてお話しいたします。

次回の審議会は、来年2月の上旬を予定しております。委員の皆様には、改めて日程調整をさせていただきます。その結果をもとに日程を決めさせていただきますと考えております。

また、つい先ほどご審議いただきました専門部会の日程についてですが、今、関係される専門部会の委員にお配りさせていただきましたが、11月13日から11月20日の間で行いたいと考えております。よろしくお願ひします。

○事務局(宮岸生活局主幹) その他としまして、今、行事のご案内を二つお配りいたしました。

まず、ページュのものが、全国シェルターネット主催ということですが、村田委員のウィメンズネット旭川さんが中心となって開催する行事でございます。11月28日土曜日に、DV家庭関係の性暴力等の公開講座、記念講演会がございます。これにつきましては、一般の方々に広く参加を募集しております。このチラシは、まだ案の段階で、これから正規のチラシをつくられるそうですが、よろしければ皆さんにもご出席いただきまして、また、お知り合い等へのPRに努めていただければと思います。

もう一つは、水色の方ですが、これは私ども道と札幌市で行うものです。医療関係者のDVの防止ということですが、これは、実は一般の方々には案内しておりません。医者、看護師、ソーシャルワーカー、あとは行政で相談を受ける方々、そして皆様、審議会の委員にご案内ということで、広くオープンにはしていないのですが、よろしければご参加いただきたいことからご案内いたします。

以上の2点をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

暴力に対することも11月にはDV週間がありまして、それに併せた取り組みかと思いますが、

皆様、お時間があれば是非ご参加いただければと思います。

それでは、専門部会は11月中旬以降に1週間のいずれかの日でやるということで、本会議は来年2月の上旬でございます。皆様には寒い時期にお集まりいただくことになろうかと思いますが、年末年始を健やかに過ごしていただきまして、2月に皆様と元気で議論できればと思います。

それでは、特に皆様からご質問、ご意見がなければ、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

予定の時間を過ぎましたが、活発なご議論をありがとうございました。

3. 閉 会

以 上